

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会
運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会要綱第8条の規定に基づき、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(書面会議)

第2条 やむを得ない理由により茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会要綱第6条に規定する会議を開催できず、協議会の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

- 2 会長は、書面会議の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。
 - (1) 議事の内容を明らかにした議案書
 - (2) 議事に対する委員の意見及び賛否を明らかにするための表決書
 - (3) その他書面会議の実施に必要な資料
- 3 会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。
- 4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。
- 5 会長は、書面会議の結果を委員に報告する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、~~令和3年3月31日~~令和4年3月31日限り、その効力を失う。